

国民年金保険料「10年の後納制度」は 9月30日まで

「10年の後納制度」は、過去10年間に納め忘れた国民年金保険料を納付することができる仕組みです（本来、国民年金保険料は2年を経過すると時効により納付することが出来ません）。この制度を利用すれば、将来の年金額を増やすことが出来ます。

「10年の後納制度」は、平成27年9月30日をもって終了します。終了後、平成27年10月1日から3年間に限り、過去5年間に納め忘れた国民年金保険料を納付することができる「5年の後納制度」が始まりますが、10年の後納制度よりも納付できる期間が短く、保険料の加算額が高くなります。

なお、老齢基礎年金を受給している方などは、後納制度の利用はできません。

後納制度を利用するには、申込みが必要です。詳しくは下記までお問い合わせください。

◎問い合わせ先

国民年金保険料専用ダイヤル ☎0570-011-050
留萌年金事務所 ☎43-7211

公証週間のお知らせ

10月1日(木)から10月7日(水)までは公証週間で

す。公証人は、公証役場において遺言や大切な契約などの公正証書の作成、会社を設立する際の定款の認証などを行なっています。

公証人は、法務大臣によって任命される公務員です。

◆「遺言は公正証書で！」

公正証書遺言は、自筆遺言証書のように裁判所での検認は必要ありませんし、原本は公正役場で保存していますので、偽造・変造や紛失の心配もありません。

また、公証人が自宅や病院へ出向いて遺言書を作成することもできます。

公証週間の期間中、日本公証人連合会では、全国からの電話による相談に応じています。

電話相談の時間帯は、午前9時30分から正午までと、午後1時から午後4時30分までとなっています。

電話番号は03-3502-8239(代表)です。

日本公証人連合会のホームページにおいても、公証制度を紹介していますので、ご利用ください。

◎問い合わせ先

旭川公証人合同役場 ☎0166-23-0098
名寄公証役場 ☎01654-3-3131
旭川地方法務局 ☎0166-38-1144

information 各種情報

「法の日」週間を迎えて

10月1日は、「法の日」です。「法の日」は、国民の皆さんに、法の役割や重要性について考えていただくきっかけになるようにと、裁判所、検察庁及び弁護士会の協議で提唱され、昭和35年、政府によって「国をあげて法の尊重、基本的人権の擁護、社会秩序の確立の精神を高めるための日」として定められました。

裁判所、法務省、検察庁及び弁護士会では、10月1日からの1週間を「法の日」週間とし、毎年全国各地で各種の行事を実施しています。裁判所では、全国各地で法や裁判手続きに関する説明会や見学会、講演会等の催しを行う予定です。

「法の日」週間に実施される行事に参加して、法を身近に感じてみませんか？

「法の日」週間にちなんだ裁判所で実施される各地の行事は、「裁判所ウェブサイト」(<http://www.courts.go.jp/>)で紹介しています。このサイトでは裁判例情報や司法統計などの様々な情報をご覧いただけます。また、裁判員制度の詳しい情報については、裁判員制度ウェブサイト(<http://www.saibanin.courts.go.jp/>)で紹介していますので、是非アクセスしてみてください。

～お知らせ～

10月5日(月)午後1時30分から3時30分まで、旭川地方家庭裁判所において、市民講座を開催します。テーマは「みんなで体験！模擬少年審判」です。参加を希望される方は、事務局総務課文書係(0166-51-6255)へお申し込みください。たくさんのご参加をお待ちしております。

「全国一斉！法務局休日相談所」を開設します

法務局が取り扱う登記、戸籍・国籍、供託、人権擁護業務等に関する住民の皆様のご疑問や相談に、法務局職員、人権擁護委員、司法書士及び土地家屋調査士がお答えします。

ご相談は無料で、ご相談の秘密は厳守します。ご希望の方は、事前に電話で予約してください。

◆日時 10月4日(日) 10時～15時まで

◆場所 旭川地方法務局留萌支局
(留萌市大町2丁目12番地)

◎問い合わせ先

旭川地方法務局留萌支局総務係 ☎42-0492